

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー8月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

健康食品を購入し、数日食べたところ
激しい**腹痛**と**下痢**を繰り返した。かかり
つけ医に相談すると**健康食品**が
原因ではないかと言われ、
食べるのをやめると腹痛も
下痢も治まった。販売店は
「下痢を起こすような
材料は入っていない。
悪いものが身体から
出ただけ」と言う。
(70歳代)



©Kurosaki Gen

健康食品で体調不良 医師などに相談しよう

ひとこと助言

医師などに
相談してね



見守るくん

- 健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。健康食品を摂る選択をする前に、今の自分にとって本当に必要かをよく考えましょう。
- 健康食品を複数利用したり、医薬品的な効果を期待して利用したりしないようにしましょう。
- 自己判断での医薬品との併用は避け、不調を感じたら必ず医師や薬剤師などに相談しましょう。
- 一般的に「好転反応」と呼ばれるような、体調が良くなる過程で不調の症状が出たり、体調がより悪くなったりする現象は、科学的には存在しません。体調が悪くなるのはその健康食品が身体にあっていない証拠です。体調に異変を感じたらすぐに使用を中止しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第460号（2023年8月22日）発行：独立行政法人国民生活センター

～国民生活センター 見守り新鮮情報より～

消費生活関連

8月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「家の中に不用品があれば近くまで来ているので伺って買い取りをしたい。」との電話があったが断った。
- ・最初は「履かなくなった靴はないか?」「無い」と答えると、着物、アクセサリーとしつこく勧誘してきた買い取り業者からの電話があったが「リサイクルショップ等で処分している。」と断った。
- ・「海外支援のため不用品を集めている。1点でもいいので無いか?」という買い取り業者からの電話があり断った。
- ・「省エネの確認で電話をしている。」という「自宅は一戸建てか?」と聞かれた電話は断った。

消費生活相談員からのコメント

「不用品を買い取る。」という業者からの電話があったという報告がありました。自宅で物品を買い取ってもらう際の「訪問購入」に関する相談が寄せられています。特に高齢者から寄せられた相談の中では終活でまとめた不用品を処分する際にトラブルに遭うケースもみられます。特定商取引に関する法律が改正され、自宅で買い取り業者に物品を買い取ってもらう際の消費者を保護する制度や業者が守るべきルールが定められましたが、依然として「訪問購入」の強引な勧誘の相談も寄せられています。

訪問してきた事業者に思いつくままに品物を買収らせてしまうと、後になって買い取り額に疑問を感じたり、後悔をしかねません。買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたらきっぱり断りましょう。

「訪問購入」は、「訪問販売」と同様、契約から8日以内であればクーリング・オフができますので、その場合には契約解除通知を出して原状回復をしましょう。それ以上の日が経つと、買い取り方法に問題があったとしても、品物が売却されてしまったり、交渉が困難になってしまいます。困った時には大崎市消費生活センター(21-7321)にご相談ください。

～国民生活センターHP より一部引用～

その他

- ・「確実に売却可能」「手元に残る金額はどこよりも高い」という不動産売買業者の新聞折り込み広告が入っていた。WEB ページ記載の住所地が不明瞭だった。

消費生活相談員からのコメント

不動産の取引は、必要な手続きも多く、複雑なしくみになっていることもあります。報告にあった広告には「確実に」や「どこよりも」と書かれていたということですが、宅建業法では「絶対」や「当社だけ」のような表示は内容を裏付ける合理的な根拠がある場合以外、原則、広告への使用が禁止されています。また、宅地建物取引事業者の資格を取得してるのか、また、所在地についてもきちんと記載する必要があると思われます。不動産取引の仕組みや流れを理解しないまま契約しないこと、また、業者の目的がリフォーム工事契約など、不動産取引など違うところにあるかも知れません。契約は慎重に、一人で決めてしまわず、家族等にも相談しましょう。

食品の品質表示

8 月中に 11 名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈8 月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況			
生 鮮 食 品	農産物	茄子	名称・産地	21	有	21		
		無			0			
		スイカ		21	有	21		
					無	0		
	水産物	魚	名称・産地	21	有	21		
					無	0		
				畜産物	鶏卵	21	有	21
							無	0
加工食品		そば(乾麺)	・第1原材料の原産地表示・原材料 名添加物・消費期限賞味期限・保存 方法・内容量・製造者又は販売者の 名称及び住所・アレルギー/遺伝子 組み換え表示・栄養成分表示(5つの 栄養成分)	11	有	11		
					無	0		

◆報告

- ・そば(乾麺)のそば粉の割合は記載されていないが、第一原材料は小麦粉で原産地は国内と表示されていた。
- ・そば(乾麺)のそば粉は、ほとんど表示がありましたが、宮城県産で、アレルギーの表示がない商品がありました。

消費生活相談員のコメント

参考:表示例

名称	干しそば
原材料名	小麦粉(国内製造) そば粉
内容量	200g
賞味期限	枠外下部記載
保存方法	直射日光および湿気を避けて保存してください
調理方法	ゆで時間〇分～〇分
製造者	〇〇株式会社
製造所	〇●県〇●市〇丁目

※原材料にアレルギーをお持ちの方はご注意ください。

※本品製造工場では「〇〇」を含む製品を製造しています。

調査していただいた乾麺のそばの配合割合については、乾めんのそば(干しそば)におけるそば粉の配合割合の表示は、「乾めん類品質表示基準」により定められており、配合割合が30%以上であれば表示をしなくてもよいことになっています。また、アレルギーの表示については、原材料名に「そば粉」と記載があり、例えば※本品製造工場では「」を含む製品を製造しています。※原材料にアレルギーをお持ちの方はご注意ください。と記載がある場合もあります。

十割そば」や「二八そば」などと包装に書かれている表示は法律などで定められたものではありませんが、一般社団法人日本蕎麦協会によると、この「十割」や「二八」というのは、つなぎとそば粉の割合を表しているとのことです

～編集後記～

消費者庁と国民生活センターからの注意喚起情報です。葬儀の際、ご遺体の保冷目的で棺(ひつぎ)内に置かれていたドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故の情報が寄せられています。葬儀の際、ご遺体を安置する環境においては「棺の中に顔を入れない」「室内の換気を十分に行う」「線香番などで一人にならない」「気分が悪くなったらすぐに棺から離れ、異常があれば直ちに119番通報をする」などです。死亡という深刻な事故にならないよう、十分気をつけましょう。

(参考: 国民生活センターHP)

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)

～ 8月28日(月曜日)地域交流センター研修室にて～

「令和5年度第1回消費生活講座」を開催しました



第1部 「相続と相続登記」



第2部 相続した土地を国が引き取る制度
「相続土地国庫帰属制度」によりできること

令和5年10月4日 発行